

分類	質問	回答
応募要件	協議会等の代表団体は会社組織がよいのか。地方公共団体や任意団体でもよいのか。	可能です。代表団体に法人格は必要ありません。
	協議会等には地方公共団体が参加している必要があるか。	必須ではありません。
	30年度事業を実施した協議会等も応募できるか。	応募いただけます。
	大学との連携を考えているが、学部やゼミレベルでよいのか。大学としての参加が必要か。	学部・ゼミレベルでも可能です。
	「産官学民金」とあるが、金融機関の参加は必須か。	必須ではありません。
	総務省競争参加資格（全省庁統一資格）は必要か。	必要ありません。
経費	教材開発費は計上してよいのか。	本事業のために作成し、今後も地域ICTクラブで自由に利用できるものであれば、計上していただいて結構です（作成した教材の著作権は、総務省に帰属します。）。
	機器の「必要最低限」とはどのような意味か	「必要最低限」とは、個数の上限を設けているわけではありません。地域ICTクラブの今後の自立的活動を考慮し、費用が高額にならない工夫をした上で、やむを得ぬ分のみとしてください。
	タブレットを教材として購入することは可能か	可能です。地域ICTクラブの今後の自立的活動を考慮し、費用が高額にならない工夫をした上で、やむを得ぬ分のみとしてください。
	人件費について、単価の上限等はあるか。	様式4別紙のほか、別途公開する経理処理解説をご参照ください。
	成果発表会、交流会はどのような体制、日程で積算すればよいのか。	まだ詳細は決まっておりません。成果発表会はプレゼンとパネル展示を想定しており、原則2名以上、場所は東京都内で積算してください。交流会は、年1回、東京都内での開催を想定しています。
	購入した物品の扱いはどうなるのか。	10万円（税込み）未満の物品については、消耗品に区分されるため、資産登録等の手続きは必要ありません。有効に活用してください。 10万円（税込み）以上の物品については、原則として、総務省に帰属します。地方公共団体等一定の条件を満たす場合は無償貸付が認められる場合もありますが、それ以外は総務省に返却いただく必要があるため、次年度以降の継続活動を鑑み慎重にご検討ください。
	メンターへの謝金は支払可能か	メンターの役割を担って活動に参加する場合は、謝金を払うことも可能です。次年度以降の継続を踏まえてご計画ください（メンターがメンター研修を受ける場合、メンター自身への謝金は認められません。）。
	保険料は事業費として認めるとされているが、利用している会場の物品（窓ガラスやドアや講座で使用するパソコン等）を破損させてしまった場合等の個人賠償保険も対象となる認識でよいのか。	個人賠償保険も対象となります。
	業者との打合せ4回は、東京に出向く必要があるのか。	総務省契約の業者が現地を訪問し、又は遠隔で相談等するため、東京に出向いていただく必要はありません。
事業計画	講座は12月までに全て終えないといけないのか。	できるだけ終えてください。12月までに終えることの難しい特段の事情がある場合は、個別にご相談ください。

事業計画	既存の自社教材を利用して良いか。	本事業で使用した教材は、6 仕様内容 (1) 実証事業にかかる業務の実施 ⑨実証地域内外での活動状況の周知・広報 のとおり、「未来の学びコンソーシアム」のポータルサイト等への公開を予定しているため、今後、地域ICTクラブで利用できる形式で提供できるものであれば、利用可能です (有料か無料かは問いません。)
	参加児童生徒等から参加費をとってもよいか。	過度な負担にならない金額であり、参加費が経費のどこに使用されているかを明確に説明可能である場合であれば、児童生徒等から参加費をとることも可能です。
	会場は1か所で、そこで複数のクラブ (例えば、小学校低学年向けと高学年向け) を開設する、という手法は認められるか。	認められます。
	ICTクラブを複数設置し、合同で講座を行うことも検討しているが、合同で講座を実施した場合、「地域ICTクラブごとに5回程度開催すること。」の地域ICTクラブごとの開催回数として参入することは可能か。	可能です。単独講座、合同講座の合計で5回開催すれば、要件を満たします。
	メンターの募集・育成等を目的として、外部から講師を招いて講演会等を開催する場合、その講演会の開催費は、経費として認められるか。	本事業に必要な講演会等であれば認められます。事業全体とのつながり等が明確になるように計画し、提案書に記載してください。
	海外での地域ICTクラブの設置は、本事業の対象となるか。	海外との交流は対象になりますが、海外に設置する地域ICTクラブは対象外です。日本国内に設置する地域ICTクラブのみが本事業の対象となります。
	6仕様内容の(3)活動計画・講座の内容の企画「参加児童等による活動のインセンティブとなる目標を設定」というのは、具体例としてコンテスト参加、内外児童生徒との交流などが挙げられているが、インセンティブとは何をいうのか。何か具体的な成果物を求めるということになるのか。	参加児童生徒等やメンター等に参加意欲や継続的に参加いただくためのインセンティブを付与するための方策を工夫・提案していただくものです。あくまでICTクラブへの参加の動機付け、継続参加のためのモチベーションを維持してもらうための手段であり、良い成績を取ることなどの成果を求めるものではありません。参加結果や参加者の反応等については、最終的に実施報告書として取りまとめていただく必要があります。
	大会等に出場する場合、大会も12月までに終わる必要があるか。	最終報告書で成果を報告いただく必要がありますので、原則として12月までに終わって下さい。大会開催日程等により、12月までに終わらない理由がある場合は、個別にご相談ください。
周知等	テレビや新聞・雑誌等に広報する際、総務省の名前を出してよいか。	問題ありません。総務省の事業であることを明示し、積極的な広報をお願いします。
	成果を学会や学報で掲載したいが、よいか。	総務省事業ということを明記いただければ問題ありません。ただし学会の参加費は経費とはなりません。
契約関係	契約は協議会等との契約になるのか。	協議会等の代表団体と総務省の契約になります。
	採択された場合の費用の支払はいつになるか。	履行完了後の精算払となるため、平成32年(2020年)4月頃の見込みです。